

平成29年度医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品
実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金交付要綱

（総則）

第1条 この要綱は、福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という。）が行う医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）について必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 この事業は、振興会議の会員（以下「会員」という。）による、実際の導入現場への製品導入費用の助成を通じて、会員が製品普及のために必要、有益なデータや情報等を取得し、製品普及の拡大を図ることを目的とする。

（助成の対象事業）

第3条 この事業では、医療・介護・福祉、環境・エネルギー、食品・農業等に関する社会システム分野における作業の効率化、省力化または軽労化等に資するロボットや先端半導体関連製品を対象とする。

2 助成の対象事業は次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 規制する法令等や求められる各種規格を満たした製品であること。
- (2) ロボットや先端半導体製品を導入することによる効果や改善点等についての情報やデータについて、導入先の協力が得られること。
- (3) 県内で導入されるものを対象とする。ただし、福岡県ロボット・システム産業振興会議会長（以下「会長」という。）が認めるものについてはこの限りでない。

（助成の対象者）

第4条 助成の対象者は、福岡県ロボット・システム産業振興会議会員であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有する企業であること。

（助成の期間）

第5条 助成の期間は交付決定日から事業が終了した日又は平成30年3月22日のいずれか早い日までとする。

（助成対象の経費）

第6条 助成対象の経費は、別表に掲げる経費のうち振興会議の会長が認めるものとする。

2 消費税は補助対象の経費に含めないものとする。

（助成率及び限度額）

第7条 助成率及び限度額は、別表に定めるとものとする。

（交付の申請）

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、「医療福祉・社会システム分野対応型ロ

ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金交付申請書」（様式第1号）及び「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）実施計画書」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 会長は、前条の規定により助成金交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金交付決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更及び中止の承認）

第10条 助成を受け事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）に係る助成事業の変更承認申請書」（様式第4号その1）又は「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）に係る助成事業の中止承認申請書」（様式第4号その2）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

1 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（1）助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合。

（2）本事業の能率に影響を及ぼさない範囲の事業計画の細部の変更をする場合。

2 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遂行状況の報告）

第11条 助成事業者は、会長が予め決める期日における事業の遂行状況について「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）遂行状況報告書」（様式第5号）を、会長が決める期日までに提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 助成事業者は、事業終了後又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、14日以内に「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金に係る助成事業実績報告書」（様式第6号）を提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条 会長は、次の各号に掲げる場合には、助成事業者に対し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）助成事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合。

- (2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成金の額の確定)

第14条 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金の額の確定通知書」（様式第7号）により、助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 助成金の額が確定した場合において、確定額を超える助成金の交付を受けている者は、会長が定める期限内に、確定額を超える部分の助成金を返還しなければならない。

(助成金の請求・支払い)

第16条 助成金は第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金精算払い請求書」（様式第8号）又は「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金概算払い請求書」（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の経理)

第17条 助成事業者は、本事業に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第18条 会長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて助成事業者へ報告を求め、本事業に係る帳簿及び全ての証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(報告義務)

第19条 助成事業者は、事業終了後、振興会議からの要請がある場合は、成果の産業化の状況について、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（製品導入効果測定）助成金に係る収益状況報告書」（様式第10号）により会長に報告しなければならない。

(収益納付)

第20条 会長は、第19条に規定する収益状況報告書により、助成事業者が助成事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認められたときは、助成事業者に対し、助成金の全部又は一部に相当する額を振興会議に納付させることができる。

(収益納付額及び納付期間)

第21条 助成事業者の収益納付額は、助成金の額を上限とし、その納付期間は、助成事業の完了した日の属する年度及びその終了後5年間、または第20条に基づいて納付した額の累計が交付された助成金の額に達するまでのいずれか早い方とする。

2 会長は、第19条に規定する収益状況報告書に基づき、助成事業者が助成事業の対象となった製品を市場に展開したことにより得た利益については、以下の算出方法に基づいて納付額を決定する。

$$\text{納付額} = \{ \text{当該年度収益額 (注1)} - \text{控除額 (注2)} \} \times \text{助成金確定額 (注3)} \\ \div \text{助成事業に要した経費のうちの助成対象経費 (注3)}$$

(注1) 当該年度収益額は、助成事業の対象となった製品に係る営業利益とする。

ただし、収益納付に係る報告1年目（助成事業の翌年度）については、助成事業実施年度分の該当金額を含むものとする。

(注2) 控除額は助成事業の事業者負担額

(助成事業に要した経費のうちの助成対象額 - 助成金確定額) を収益納付期間の5年間で除したものとする。

(注3) 助成確定額及び助成対象経費は、額の確定時に通知する金額とする。

3 ただし、助成事業者の報告年度の直近における営業利益、経常利益又は純利益のいずれかの額が赤字の場合は、当該年度の収益納付を免除することができる。

(成果普及)

第22条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、振興会議の求めに応じて成果普及活動に協力するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

別表（要綱第6条及び第7条関係）

（助成対象経費）

ア 販売代金

販売先へ納品した製品に係る代金総額

イ リース代金

リース契約締結相手方へのリース代金総額

（助成率及び限度額）

助成率	助成金額
販売の場合 …販売代金の1/2	200万円程度
リースの場合…リース代金の1/2	

- ※ 販売の場合、購入者から販売代金の1/2を受領し、購入者からの効果や改善点等についての情報やデータをまとめた実績報告書提出後、額の確定を経て、残り1/2について振興会議が助成金として支払う。
- ※ リースの場合、リース契約相手方からリース代金の1/2を受領し、相手方からの効果や改善点等についての情報やデータをまとめた実績報告書提出後、額の確定を経て、残りの1/2について振興会議が助成金として支払う。
- ※ 助成金対象経費は、助成対象期間までに購入者またはリース契約相手方から代金を受領したものに限る。
- ※ 消費税は補助対象経費に含めないものとする。